

書面添付制度をご存じですか？

まずは1件からはじめましょう！

書面添付制度とは

- 書面添付制度は、税務の専門家としての立場を尊重して付与された税理士・税理士法人(以下「税理士」という。)の権利です。
- 税理士法第33条の2に規定されています。
- 税理士が申告書作成にあたり次のような項目について、添付書面に記載します。

- ①関与先にどのような資料、帳簿類が備え付けてあり、どの帳簿類を基に計算し、整理し、申告書を作成したか。
- ②今期大きく増減した科目の原因及び理由。
- ③関与先からどのような税務に関する相談を受け、回答したか。
- ④税理士として関与先の申告書内容について、どのような所見をもっているのか。

※書面添付は、あくまでも**税理士の判断により行う**もので、その責任は税理士にあります。したがって、**書面添付を行うかどうかは、関与先の帳簿や資料が正しく適正に記帳され、保管されていること等を確認したうえで、税理士自身が判断する必要があります。**

書面添付制度のメリット

① 税理士の社会的信用・地位の向上

書面添付制度は、**税理士の権利**であり、税務官公署に対して税理士の意見を表明できる機会が拡大した結果、関与先との信頼関係が深まり税務の専門家としての地位向上に繋がります。

② 事務所の業務水準の向上

書面添付の実践により、事務所全体の業務水準の更なる向上を図ることができます。

③ 申告書の質の向上

決算書・申告書作成過程において、**関与先からの相談内容、税理士が行った会計処理判断及び税務判断を添付書面に記載**することで、決算書及び申告書の質と信頼性が向上します。

④ 調査の省略又は効率化

書面添付をすると、**事前通知を行う税務調査においては、調査通知前に税理士に記載内容について意見を述べる機会が与えられます。**これを「意見聴取」と言います。この意見聴取で疑問点が全て解決できれば、調査省略となります(日税連の調査では、令和5年度法人課税部門での意見聴取後の調査省略割合は全国平均で約47%です)。また、調査に移行したとしても、調査を行う項目を絞ることが出来るため短時間で終了することが期待でき、税理士・関与先ともに負担が軽減されます。

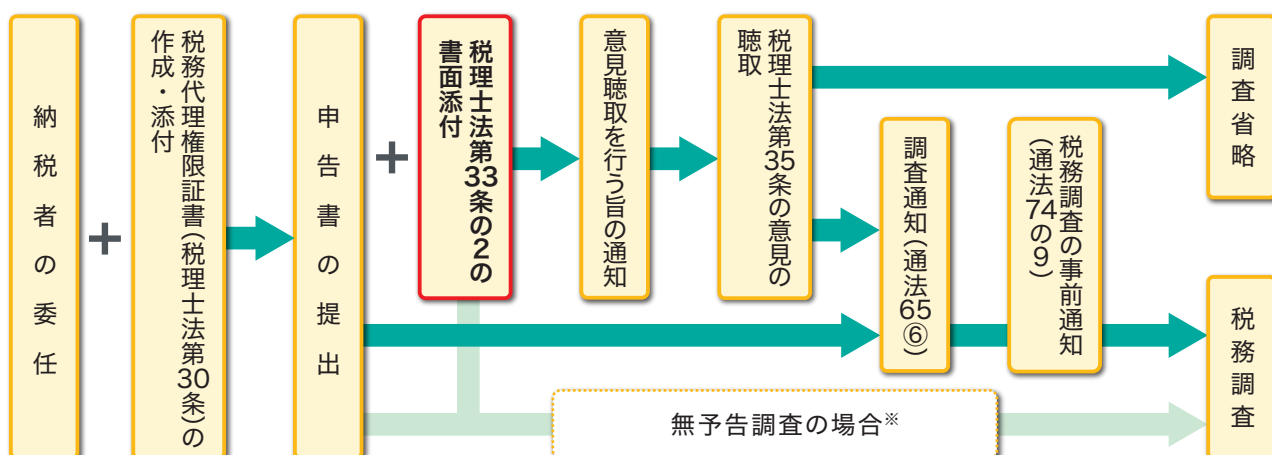
⑤ 税理士の責任範囲の明確化

関与先から提示された資料を限定し、その範囲内での判断を添付書面に表すことで、**責任の範囲を明確**にできます。

⑥ 関与先の経営力の向上

適正な決算書・申告書を作成することにより、関与先の的確な経営状況分析ができ、次のステップに進むための経営基礎資料となります。

書面添付制度の概要



※無予告調査以外にも、調査の過程で事前通知を行った税目や課税期間以外にも調査が及ぶこととなった場合の調査についても「事前通知を要しない調査」に該当し、意見聴取は行われません。

Q

添付書面の作成は煩雑ではないか？

A

添付書面の作成をサポートするツールとして、日本税理士会連合会では、添付書面の作成をする際の指針「添付書面作成基準」、添付書面を作成するための基礎資料「業務チェックリスト」、書面添付制度の手引（制度概要・解説編、実践編）等を策定しています（日税連HPからダウンロード可能）。

また、相続税については、各税理士会等から公表しています「税理士法第33条の2の添付書面に係るチェックシート（相続税）」を利用することにより作成時間の短縮も図れるようになっています。

これらのツールを参照すれば、添付書面の作成も煩雑ではないものになるかと思われます。

Q

添付書面の作成をすることによって、税理士が責任を追及されるおそれはないか？

A

添付書面の虚偽記載は税理士法第46条該当となり、懲戒処分の対象となります。しかし、これは税理士が故意に、不真正な申告書を作成し、その内容を隠蔽するために添付書面の虚偽記載を行った場合などの問題であり、関与先から提示された資料等に基づきその範囲内での判断を添付書面に表す場合は、通常、虚偽記載となることはないと考えられます。

Q

添付書面を作成しても報酬に繋がらないのではないか？

A

仮に添付書面の作成自体で報酬を請求しなかったとしても、結果的に調査が省略されたり、関与先の経営状況が向上し対外的な信用度が高まることになれば、将来的には税理士及び関与先の双方の利益に繋がるものと考えられます（※なお、添付書面作成に報酬を請求することは可能ですが、税理士の権利で作成するものである以上、関与先との合意の上で請求する必要があると考えられます。）。

Q

意見聴取の段階で申告内容の誤りに気づき、自主的に修正申告をした場合、加算税の対象となるか？

A

原則として加算税の対象とはなりません。

国税通則法第7章の2（国税の調査）関係通達では、どのような行為が調査に該当するのか、あるいは調査に該当しないのかが明らかにされ、併せて、調査に該当しない行為のみに起因して修正申告書等が提出等された場合には、当該修正申告書等の提出等は更正等があるべきことを予知してなされたものには当たらないことが明らかにされています。

これを踏まえ、国税庁の「法人課税部門における書面添付制度の運用に当たっての基本的な考え方及び事務手続等について（事務運営指針）」等では、「意見聴取における質疑等は、調査を行うかどうかを判断する前に行うものであり、特定の納税義務者の課税標準等又は税額等を認定する目的で行う行為に至らないものであることから、意見聴取における質疑等のみに基因して修正申告書が提出されたとしても、当該修正申告書の提出は更正があるべきことを予知してなされたものには当たらない」とされています。

（注）意見聴取における質疑等のみに基因する修正申告であっても、調査通知以後の提出である場合は、加算税の対象となります。

（調査通知とは）納税義務者に対して、実地調査を行う旨、調査対象税目、調査対象期間の通知をすること。



その他、書面添付制度に関する疑問、参考様式等については日本税理士会連合会や所属の税理士会（業務対策部）までご連絡下さい。

